

令和6年第3回定例会 一般会計予算決算常任委員会 経済建設分科会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和6年9月18日（水） 午後1時11分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第82号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第7号）
議第88号 令和5年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（6名）

1 番 三 田 敏 秋 君	2 番 姫 路 敏 君
3 番 佐 藤 憲 昭 君	4 番 富 樫 光 七 君
5 番 小 杉 武 仁 君	6 番 河 村 幸 雄 君
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
副議長 大 滝 国 吉 君
- 7 分科会委員外議員
一般会計予算決算常任委員会副委員長 高 田 晃 君
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
農 林 水 産 課 長	小 川 良 和 君
同 課 農 業 振 興 室 長	本 間 研 二 君
同 課 農 業 振 興 室 係 長	小 田 篤 君
同 課 農 業 振 興 室 係 長	本 間 由 佳 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 長	伊 藤 幸 夫 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 係 長	高 橋 直 紀 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 係 長	佐 野 正 俊 君
同 課 み ら い 農 業 創 造 推 進 室 長	高 橋 和 憲 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 雄 大 君
地 域 経 済 振 興 課 長	富 樫 充 君
同 課 経 済 振 興 室 長	田 村 政 和 君
同 課 経 済 振 興 室 係 長	板 垣 鉄 也 君
観 光 課 長	田 中 章 穂 君
同 課 観 光 交 流 室 長	村 山 真 一 君
同 課 観 光 交 流 室 副 参 事	渡 辺 仁 美 君
同 課 観 光 交 流 室 係 長	増 子 正 臣 君
荒 川 支 所 産 業 建 設 課 長	渡 邊 修 君
神 林 支 所 産 業 建 設 課 産 業 観 光 室 長	東 敏 之 君
朝 日 支 所 産 業 建 設 課 長	鈴 木 健 次 君
山 北 支 所 産 業 建 設 課 長	森 山 治 人 君
- 9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	中 山 航

(午後 1時11分)

分科会長(河村幸雄君) 経済建設分科会の開会を宣する。

○本日の審査は、議第82号及び議第88号のうち農林水産課、地域経済振興課、観光課及び農業委員会所管分について審査する。

日程第1	議第82号 令和6年度村上市一般会計補正予算(第7号)のうち農林水産課、地域経済振興課、観光課及び農業委員会所管分を議題とし、担当課長(農林水産課長 小川良和君、農業委員会事務局長 高橋雄大君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。
------	--

歳入

第16款 県支出金

(説明)

農業委員会事務局長 10ページ、11ページを御覧ください。16款2項4目1節農業費補助金になります。説明1、遊休農地再生作業支援事業補助金13万円については、村上地域山辺里地区の門前集落での遊休農地1.5ヘクタールを同集落の担い手が次年度から耕作するために、再生に必要な経費の3分の1、26万1,800円を市の農業振興事業補助金、耕作放棄地再生利用支援事業で支援をし、市の支援額の2分の1を県の遊休農地再生作業支援事業に申請することで、13万円の交付を受けるものでございます。

第21款 諸収入

(説明)

農林水産課長 12ページ、13ページを御覧ください。21款諸収入、6項6目雑入、農林水産業雑入の説明1及び2は、神林有機資源リサイクルセンターで行う堆肥の秋散布及び春散布に係る堆肥代金並びに散布料金であります。以上です。

歳入

第16款 県支出金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第6款 農林水産業費

(説明)

農林水産課長 それでは、20ページ、21ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項3目農業振興費の説明1、有害鳥獣対策経費は、有害鳥獣被害防止対策協議会負担金で、猿被害対策として取り組む大型おりの設置等に係る経費分でございます。

農業委員会事務局長 説明2にあります耕作放棄地対策経費につきましては、耕作放棄地再生利用支援事業補助金については、歳入で説明したとおり、農地を復興する担い手から申請額に応じての3分の1、26万2,000円の補正をするものでございます。

農林水産課長 次に、説明3、中山間地域等直接支払交付金経費は、来年度から始まる6期対策に向けたシステムのデータ整備に係る業務委託料です。次に、6目農山村振興事業費の説明1、有機センター経費の修繕料は、攪拌機及び送風機及び施設内で使用する車両等の修繕に係る経費で、堆肥散布業務委託料及び有機肥料費は、歳入でも説明しました堆肥の秋散布及び春散布に係る経費であります。次に、3項2目水産業振興費の説明1、三面川河口漁業施設経費の工事請負費は、瀬波船だまりと三面川本流が接続する箇所、土砂堆積による航路閉塞が生じ、安全に航行できる範囲が減少し、大変危険な状況となっているため、河床掘削を行うための経費です。説明2、イヨボヤ会館経費の工事請負費は、種川において土砂堆積による河道の減少、閉塞が生じ、サケが遡上できない状況となっているため、河道掘削に係る経費及びイヨボヤ会館の地下貯蔵タンクの油の流出防止対策に係る経費です。以上です。

第7款 商工費 (説明)

地域経済振興課長 続いて、7款1項2目商工業振興費ですが、説明欄1、住宅リフォーム事業経費について、今年度申請いただいている303件の申請に対して、補助金の交付決定額2,517万6,000円を踏まえ、不要となる1,482万4,000円を減額するものです。なお、減額することで充当を見込む特定財源の過疎債について、他の事業への充当も見込まれるものでございます。以上です。

観光 課長 続きまして、6目観光費、次の22ページ、23ページになりますが、27節繰出金、説明欄1、蒲萄スキー場特別会計繰出金194万円でございますが、こちらは今回取下げ、撤回させていただきました特別会計の中で、事業費に充当するための一般会計繰り出し分でございます。この額につきましては、修正の予定ではございません。以上です。

歳出

第6款 農林水産業費 (質疑)

姫路 敏 それでは、21ページのほうで、説明の3番目にシステムデータ整備業務委託料とございまして、これというのは基本的には業者さんの人件費ですか。こういったことなのですか。データとか何かシステムを立ち上げたりなんなりというわけではないのですよね。

農林水産課長 基本的には、今委員おっしゃるとおり、システムを立ち上げるとかではなくて、今現在稼働しているデータの中身の修正、突合したりとかというふうなところの作業になりますので、大枠は今おっしゃるように、人件費が大部分を占めるかと思えます。

姫路 敏 システムだの何だの、コンピューター関係だと、いつも大体高いなという感じがしなくもないのです。大体見積りを取ってやっているわけなのでしょうけれども、これは入札とかではなくて、随意契約か何かで動いているとは思いますが、大体人件費というのはどのくらいの査定で入ってくるものですか、そういうシステム

関係の人件費というのは。

農林水産課長 こちらについては、県と国が使用しております、それぞれの職種に応じた人件費の表を使っているというふうに認識しております。その上で、工数、何人工というような形で単価に、人件単価に日数を掛けて積算されているというふうな形になっています。

姫路 敏 大体時間当たりどのぐらいで、時間1万円とか、何か聞くと、1日いると10万円くらいになるなんていうのも聞こえたりもしますけれども、どのぐらいの金額で、これというのは算出されているのですか。物すごく高いです。111万1,000円ですから。どういことをするのかちょっと分かりませんが、どういう積算されていくのかというのをちょっと教えてもらいたいのですが。

農林水産課長 要はそれぞれの携わる職員の技能レベルというか、能力に応じて主任技師ですとか、技師ですとかというふうな形で職域に分かれておりまして、それぞれの、さっき説明しました国・県の人件費の単価表、それに合った単価表を使用しての積算になっております。ですので、ただどの業務について、どういう職種の方がというのはちょっとこちらから、仕様書では出していますけれども、どの方がそこに当てはまるかという部分については、それぞれの業務に応じた形で人数というか、職種をこちらのほうで仕様書という形で出させていただいた中で、金額が上がってきている状況でございます。

姫路 敏 何か全く理解できないのですけれども、この111万1,000円という金額があって、これはどのぐらいの人件費的な積算が出来上がってきているのかという部分を言ってもらえれば、何人で何日間、何人で5時間とか、全部延べ何時間、時間数ですよということが算出できれば、算出されて上がってきているのだろうし、それを言ってもらえればありがたいのですけれども、金額が技術とか何か職員ではなくて、これに対してどのぐらいのあれが出ているのかというのをちょっと聞かせてもらいたいなと思っているわけでございます。

農林水産課長 それでは、仕様書というか、あれの中でになりますが、計画準備・資料の収集ということで、主任技術者0.5、測量技師が0.5、要は半日になりますし、点検及び農地設定データの作成ということで、測量技師が半日、測量技師補が半日、あと測量助手が1.5日というような形になっています。あと、打合せ会議ということで技師と技師補がそれぞれ0.8日という形での積算で今回の金額となっております。

姫路 敏 さっぱり分からないわ、私。これ分かる人います、委員の中で。時間どのぐらいで動いて、何人がどれだけ動くって、どれだけのが欲しいわけです、情動的に。申し訳ないけれども、時間幾らなの、時間5,000円の人間が5人だとか、それが何日間だとかというようなものが、そうやって積み上げたのが100万円になるわけでしょう。111万1,000円になるわけだ。それが分からないのです。そして、もう一つは、そういうことをするときに、打合せとか、普通、確かに企業が見積り出すときは、その辺のところは見て出すのだろうけれども、そんなところまで全部、では休憩何分したのとか、なってくるわけで、これ、だから、いつもデータの何とかという委託料というのは、相当お金が高いなという感覚があるので、時間、どのぐらいでそれを請け負っているのかという部分が、幾らで払うのかという部分が知りたいだけなのです。分かりますか、私の言っていること。

農林水産課長 すみません。先ほど説明した中でちょっと説明不足のところがありました。1つが言いましたとおり、計画の準備・資料の収集ということで、これ、それぞれの方が

半日ずつ、主任技師と技師2人が半日ずつでかかっておりまして、これが準備の段階で約5万円、5万3,392円。先ほど言った点検及び農地設定データの作成というのが先ほど話ししました技師が半日、技師補が半日で、助手が1.5日ということで計算しまして、これが標準で1万610円になります。これが1集落当たりのものになりますので、今回中山間直接支払交付金制度の対象集落、40集落分ということで、掛ける40というふうな形になります。ですので、そのデータの設定作業等にかかるのは、今言いましたとおり、技師と技師補がそれぞれ1人ずつ半日で回って、測量助手が1集落当たり1.5日で回るというふうな形になりますので、それが40集落分という形になります。打合せ会議が、先ほども話ししましたとおり、一応見積り、積算する上では0.8日という格好になりますので、8時間であれば6.4ですので、6時間半ぐらいというふうな格好の時間設定という形になろうかと思いますが、これで打合せで6万7,200円となります。その積み上げが今回お願いしております111万1,000円というふうな根拠になります。

姫路 敏 もしできるのであれば、その見積書見たいのだ、その見積書を。随意ですから、もうそこに決まっているわけだ。だから、その見積書が非常にアバウトに書かれてきても、これだと言われてもちょっと疑問が残るので。これで幾らですよって、それで何集落分でこうですよって、1集落がこれだから、こうですよという部分を出す根本が人でしかないと思うのですけれども、人件費の積み上げでしかないと思うのです。それが、明細がきちんと書かれているのですか、その見積書の中には。できれば、私はそれ見たいです。どんなものなのですか。見せられるものなのですか。分科会長、どういふのですか。

農林水産課長 今この場でお見せしていいのかどうなのか、ちょっと確認しないと判断できませんので、よろしいですか。もし後で個別ということであればあれですけども、この場でというふうな形であると、今ちょっと出していいのかどうなのかというようなところは。

姫路 敏 基本的には、恐らく見せられるものだと思います、それは。オープンでできるはずですから、全てが。それで、随意契約でこういう見積書が上がってきて、これに合わせて補正を取りたいというわけですから、何ら問題はないと思うので、今その資料持っていないと思うので、後で見せてもらえれば、非常に参考になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上ですが。

河村分科会長 では、2番委員、そのようにお願いします。

富樫 光七 今の質問するつもりはなかったのだけれども、もっとぶっちゃけこの111万円はここにもう載っているわけですから、さっき課長の言った主任が0.8人掛ける40集落というのは、結局延べにすると何人工かかっているかということが分かれば、みんなにざっくりした予想はつくとは思いますが、その延べ人工って分かりますか。

農林水産課長 トータルでいきますと、102.6（_____部分は7頁に発言訂正あり）人工になります。全ての業務の、今説明させてもらった何日手間というか、そのもので計算しますと、102.6（_____部分は7頁に発言訂正あり）人工となります。

富樫 光七 ということは、今の話からすると、理解として、延べ人工100人ということは、ぶっちゃけ1人工10万円という考え方でいいのでしょうか。今ここの言っている111万円のシステムデータの、ここの話ですけども、100人工で100万円ですから、1人工1万円という理解でいいですか。

農林水産課長 そこには諸経費というふうな形の考え方のものも含まれて111万円になりますので、

単純に1人工1万円というふうな数字にはならないかと思いますが、単純に今言った人工を今回の予算額で割り返すと、委員おっしゃるように、大体1万円そこそこぐらいの金額（……部分は7頁に発言訂正あり）というふうなことになるかと思っています。

姫路 敏 種川のほうの工事請負費ございますよね、種川。あれは水が、いつもそうなのですが、直角になっているがゆえに水が入り込まない。入り込まないどころか、ちょっとあふれると、そこにごみがたまるというところの、これの撤去作業をやるわけですか。

農林水産課長 今回やろうとする場所につきましては、今委員のおっしゃる場所ではなくて、イヨボヤ会館の観察護岸がありますよね。あそこから河口までの間になります。要はサケが上ってくるのは下からですから、河口側のほうから、まず観察護岸までの間の河川の掘削というふうな格好になります。

姫路 敏 そこに1,600万円かけるわけだ。観察護岸は、いつも行くと、見えないのだ、よく。見えなくて、いやいや、澄んでいるときは何となく見えますけれども、そのところの種川のところですよ、そのところをしゅんせつするわけだ。それというのは、毎年しているのですか、それともどうなのですか、何年かに1回って、どのぐらいのペースでやっているのですか。

農林水産課長 観察護岸の周辺については、過去にもやった例はございますが、今回やる河口のほうからのしゅんせつについては、整備されてからほぼやったことがない。確認した中では、した記録が正直ございませんでしたので、というふうに私らは認識しています。ただ、ここ10年、20年の間で、したというふうなことはございません。

第7款 商工費 (質 疑)

姫路 敏 住宅リフォーム事業経費なのですが、余ったから戻すという感覚なのでしょうけれども、303件の応募があつてということで、それにやったということなのでしょうけれども、昨年度は537件の応募があつて、いわゆる336件に交付したと。ところが、201件は約37%は当たらなかったと。これほど人気の高い部分が今年はやっぱり補助率も低くなったせいもあるのか、その辺分からないですけれども、その違いは何ですか。

地域経済振興課長 これから具体的にちょっと精査をしなければならないところもありますが、事業に関わっていた事業者の方々にちょっと聞き取りをさせていただいたところもあるのですが、その際に、確かに委員おっしゃるように、補助率が下がったからということもおっしゃった事業者もいらっしゃいましたが、中にはやっぱり資材高騰、あとそういった部分が結構あつて、皆さん控えたというところも、そういった御意見も多くありました。そういったところが、私どものほうもこういう申請のほうで控えてこられたというところもあるかなというふうに考えております。そういったことも踏まえて、今後の対応のほうを検討させていただければというふうに思っております。なお、今回については、初回申請だけではなくて、2回目からも申請を受付もさせていただいておるところでありまして、2回目の方もかなりの件数、申請をいただいているところでもあります。以上です。

姫路 敏 昨年度と今年度のちょっと補助率だけの違いを聞かせてもらえますか。

地域経済振興課長 昨年度の補助率については、事業費に対して2割の補助ということでもあります。

上限として20万円。そして、今年度については15%の補助率でありまして、上限額10万円という部分と、あと省エネ対応にした改修についてはプラス5万円加算として15万円限度というふうになります。

姫路 敏 これです、その応募の少ない理由は。もうすぐ分かります。半分になったわけだ、まず。はっきり言って半分。20万円の上限に対して、20%では4万円ではないですか、まず。もう一つは、10万円で15%は1万5,000円。どう考えたってそんな低い申請してまで、こうだ、ああだというような問題ではないと判断されたのかなとは思いますが、分析するも何もそこにあるかなと思います。住宅のリフォーム補助というのは、非常に経済効果が高いのです。何よりも高い。やっぱりここを絞り込んでも意味がないと思うのです。ですから、恐らく2回目も何か状況が見えます。まさか1回目と条件違うようになっていうわけにいかないのでしょうか。だから、そこを今度、来年度に向けては、少しもうちょっと幅広い、せっかくですから、使ってもらえるような、そしてまた業者も動けば、それだけやっぱり還元される部分も多いので、ちょっとこれはあまりにも、私は1,400万円も余らせておいてということの感覚でしかないので、少し検討してもらえませんか、その辺は今後。いかがですか。

地域経済振興課長 いただいた御意見については、その辺十分に踏まえながら、あと市のほうでもゼロカーボンシティに向けた取組も進めさせていただいているところありますので、そういった部分も踏まえて、次年度に向けての検討を進めさせていただきたいというふうに思っております。

佐藤 憲昭 確認させてください。令和5年度まで20%の上限20万円ですよね。令和6年度は、15%の上限15万円。プラスアルファ何かあるのでしょうか。上限20万円の20%ではないですよね。そうなのですか。

地域経済振興課長 ちょっとお待ちください。すみません。確認をさせてください。20%の上限20万円です。よろしいでしょうか。

(何事か呼ぶ者あり)

農林水産課長 すみません。先ほど富樫委員のほうから御質問ありました、何人工というふうなことの御質問だったのですけれども、すみません、ちょっと計算のところ間違えまして、各集落ごとの農地データの作成について、積算についてさっき言った、それぞれ0.5、0.5、1.5というのが、要は10集落当たりのというふうなところで、私、そこ1集落当たりの人工というふうな考え方でちょっと計算して102.6というふうにお答えしたのですが、先ほど説明した人工については、10集落当たりの工数というふうな形になりますので、それで計算しますと、すみません、大分下がります、12.6というふうな形になります。ですので、ただ人件費的に言いますと、さっきも言いましたように、諸経費ですとか、材料費等のものも含めて111万円というふうな形になりますので、人件費だけいきますと、今言ったデータ収集の部分については、1人工当たり3万7,200円となりますし、計画並びにデータ収集については、1人工当たり5万850円、打合せについては約4万2,000円というふうな1人工当たりの金額となります。すみません。訂正しておわび申し上げます。

姫路 敏 半日で5万八千何ぼ。分かりました。見積書見せてもらえばよく分かります。ありがとうございます。

地域経済振興課、観光課及び農業委員会所管分を議題とし、担当課長（農林水産課長 小川良和君、地域経済振興課長 富樫 充君、観光課長 田中章穂君、農業委員会事務局長 高橋雄大君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第13款 分担金及び負担金

（説 明）

農林水産課長 それでは、17ページ、18ページを御覧ください。第13款 1 項 1 目農林水産業費分担金につきましては、備考 1、農業施設分担金は、朝日畜産団地の基本施設分担金と令和 4 年 8 月の大雨で被災した農業施設の災害復旧工事及び12月の大雪による倒木被害の復旧等で令和 5 年度に実施した箇所の受益者分担金で、説明 2 は、令和 4 年 8 月の大雨で被災した農業用施設の災害復旧工事等で前年度より繰越しして実施し、令和 5 年度に完了した箇所の受益者分担金となります。

第14款 使用料及び手数料

（説 明）

地域経済振興課長 続きまして、19ページ、20ページを御覧ください。14款 1 項 4 目の労働使用料のほうなのですが、備考 1、勤労者総合福祉センター使用料になりますが、利用団体の各施設の使用料になります。令和 4 年度の決算に比べて約40万円ほど増額になっております。昨年度、コロナ 5 類移行後、利用団体が年間延べ300団体ほど増加した影響と考えておるところでございます。以上です。

農林水産課長 第 5 目農林水産業使用料の 1 節農業使用料の主なものにつきましては、備考 1、農村環境改善センター使用料は、村上農村環境改善センター及び神林農村環境改善センター分で、年度途中からふれあいセンターの代替としての利用が増えたことで、前年度に比べて倍増しております。次に、次のページ、21ページ、22ページを御覧ください。備考 4、神林有機資源リサイクルセンター使用料は、令和 6 年 1 月より直営となった当該施設に堆肥を搬入した 4 経営体からの施設使用料、堆肥の処理費並びに運搬費分となります。それ以外のものについては、例年と同様の額となっております。

観光 課長 備考欄 5、地域活性化施設使用料、これは道の駅神林にあります、ふるさとモデル木造施設である食堂の使用料になっております。昨年と同額となっております。備考欄 6、行政財産使用料は、交流の館「八幡」に隣接する食堂かがり火の使用料と、敷地内にある N T T 柱の敷地使用料で、ほぼ例年並みとなっております。備考欄 7、朝日まほろば夢農園使用料は、11区画分の使用料で、前年度同額となっております。

農林水産課長 次に、第 2 節水産業使用料の主なものにつきましては、備考 1、イヨバヤ会館入館料は、前年度比で193万1,800円の増額となっております。備考 2 の漁港施設占用料等については、例年と同様の内容となっております。

地域経済振興課長 次に、6 目商工使用料のほうですが、備考欄 1、露店市場使用料につきましては、村上・岩船・山北地域寒川の定期市場の使用料と村上・瀬波・岩船大祭の臨時露店市場の使用料となっております。臨時露店市場については、コロナ 5 類移行後、出店数の増加と瀬波大祭については、一昨年の大雨災害で中止となったものが通常

- 開催となっている状況もあります。続きまして、2の行政財産使用料につきましては、村上市工業団地及び神林工業団地地内の電柱等の使用料となっております。
- 観光 課長 2節観光使用料、備考欄1、二子島森林公園使用料は例年並みとなっております。2番、朝日みどりの里農産物直売施設使用料、こちらも前年度同額でございます。3番、村上市民ふれあいセンター使用料は、例年並みの使用料でございますが、利用人数が令和5年度は4万7,691人が利用されてございます。備考欄4、行政財産使用料、こちらはふれあいセンター・蒲萄スキー場等の敷地内の電力柱、N T T柱の敷地使用料で、例年並みでございます。朝日温泉熱活用生産施設使用料につきましても、例年並みの金額となっております。続きまして、14款1項7目土木使用料、1節道路使用料の備考欄1、行政財産使用料は、道の駅笹川流れの駐車場とJ R桑川駅駅舎の使用料で、ほぼ例年並みとなっております。
- 農林水産課長 次に、第3節都市計画使用料につきましては、備考1、都市公園施設使用料は、民間事業者等がイベント会場として、イヨボヤ会館の駐車場の利用があったことで、昨年度よりも8万8,875円の増額というふうになっております。
- 観光 課長 備考欄2、都市公園施設使用料につきましては、南大平ダム湖公園天体観測施設ポーラスターの使用料で、ほぼ前年並みとなっております。備考欄3、行政財産使用料についても前年度並みとなっております。
- 農業委員会事務局長 23ページ、24ページを御覧ください。14款2項4目1節の農業手数料になります。備考欄説明1の農業委員会諸証明手数料32万6,100円につきましては、農業委員会で発行する各種証明書の手数料でございます。
- 農林水産課長 2節林業手数料、備考欄1、火入手数料は、山焼き・野焼き等の届出の手数料24件分です。
- 地域経済振興課長 続きまして、25、26ページを御覧ください。備考欄1、露店市場出店許可手数料につきましては、露店市場の管理条例に基づき、定例市場の出店の際に許可して交付したもので、例年同様となっております。

第15款 国庫支出金 (説明)

- 地域経済振興課長 続いて、29、30ページを御覧ください。15款国庫支出金の4目の商工費国庫補助金についてですが、備考欄1、デジタル田園都市国家構想推進交付金については、産業支援プログラムや人材獲得支援等の支援策の経費として充当するものでありまして、令和5年度から5か年の事業として国から認定を受け、事業を進めているものでございます。以上です。
- 観光 課長 続きまして、5目土木費国庫補助金、4節土木管理費補助金の備考欄1、官民連携基盤整備推進支援調査費補助金（繰越明許分）でございますが、道の駅朝日基本計画業務委託の補助額であります、令和4年度2,000万円のうちの実績に伴った額として1,815万円の計上となっております。

第16款 県支出金 (説明)

- 農林水産課長 次に、35ページ、36ページを御覧ください。第16款2項4目農林水産業費県補助金の第1節農業費補助金につきましては、農林水産課所管の備考1から次ページ、37、38ページの備考19までは、農業部門の事業実施に当たる県補助金であります。詳細

については、歳出の際に説明させていただきます。

農業委員会事務局長 備考欄21、農業委員会交付金、これは農業委員会の職員5名分の給与に対する交付金です。22番、農地集積・集約化促進事業補助金、これは朝日地域館腰地区の圃場整備要件として中間管理権の設定に伴う補助金でございます。23、機構集積支援事業補助金、担い手への農地の集積・集約を推進するために、農地法に基づく農業委員会事務に要する経費に対して支払われる補助金でございます。24、農地利用最適化交付金、農業委員と農地利用最適化推進委員が行う農地最適化活動に対する報酬及び事務経費に対して支払われる交付金でございます。

農林水産課長 2節林業費補助金につきましては、備考1から11につきましては、林業部門の事業実施に係る県補助金等になります。次の3節水産業費補助金につきましても、これは水産部門の事業実施に係る県補助金となります。

地域経済振興課長 続きまして、備考欄1の商店街機能強化等促進事業補助金につきましては、こちらについては令和4年の8月の大雨災害により被災を受けた地域の事業者を支援するために、令和4年度に引き続き、県から補助金を受けて支援したものでございます。

農林水産課長 9目災害復旧費県補助金につきましては、備考2から5については、令和4年8月の大雨災害に係る復旧工事等に対する補助金になります。

地域経済振興課長 41、42ページを御覧ください。こちらのほうですが、備考欄1、中段のほうですが、地方産業育成資金県貸付金につきましては、こちらのほうについては各金融機関へ産業育成資金として預託する額を県から貸付けを受けたものでございます。

第17款 財産収入

(説明)

地域経済振興課長 続きまして、その下の17款財産収入、1項1目1節土地貸付収入につきまして、備考欄2、土地貸付収入についてでございますが、こちらのほうについては山北工業団地において2社に対して貸し付けている土地の賃借料としての収入となります。

農林水産課長 次に、43、44ページを御覧ください。2項1目不動産売払収入の2節建物売払収入につきましては、備考2、畜舎等売払収入は、朝日地域の畜舎の償還金に伴う売払収入であります。3節立木売払収入につきましては、備考1、市行造林間伐材売払収入は、村上地域鋳物師地区及び朝日地域の荒沢・高根地区における利用間伐による収入でございます。次、2目物品売払収入の1節物品売払収入につきましては、備考2、農機具等売払収入は、朝日地域畜産団地の償還金に伴う売払収入でございます。

第18款 寄附金

(説明)

観光課長 続きまして、同じページ、18款1項5目1節ふるさと納税寄附金のページの一番下になります。備考欄2、ふるさと納税寄附金5億9,419万1,258円は、前年度比8,793万276円の増となっております。件数といたしましても3万2,774件、前年度比で2,165件の増となっております。

第21款 諸収入

(説 明)

地域経済振興課長 続きまして、21款諸収入、4項1目2節の労働費貸付金元利収入です。備考欄1ですが、労働金庫預託金元利収入から次の3節商工費貸付金元利収入、1から3までですが、こちらについては各金融機関のほうに産業育成資金の預託金元利収入と中小企業振興資金の預託金元金収入について、前年度当初、各金融機関へ預託した元金の年度末に償還されたものであります。3の住宅等建設資金の貸付預託金元金収入については、旧村上市で実施した定住促進住宅貸付金の交付要綱に基づいて金融機関に預託した額の元金収入で、償還された額となっております。以上です。

農林水産課長 次に、49、50ページを御覧ください。5項3目災害復旧費受託事業収入につきましては、備考1、農地農業施設災害復旧事業受託収入は、令和4年8月の大雨災害で被災した農業施設に対する復旧事業で、県より市が委託を受けて実施した工事に対する受託収入となります。

地域経済振興課長 続きまして、53、54ページ御覧ください。21款諸収入、6項雑入です。4節の労働雑入についてなのですが、備考欄1、自動販売機設置電気料については、クリエート村上に設置されている自動販売機の年間の電気料となります。続きまして、2の各種団体電気使用料につきましては、クリエート村上のほうに事務局を構えています老人クラブ連合会と村上トライアスロンの年間の電気使用料で、例年同額となっております。

農林水産課長 次に、55ページ、56ページを御覧ください。5節農林水産業雑入の主なものにつきましては、備考7、堆肥等販売収入は、神林有機資源リサイクルセンターで製造した堆肥の圃場への散布に係る堆肥の販売代金となります。備考8、山北林業センター外壁飛散防止工事負担金は、山北林業センターの外壁の飛散防止工事に係る村上森林組合からの分担金となります。備考9、過年度多面的機能支払交付金返還金は、令和4年度に砂利採取等で対象面積が減少したことによる返還金となります。それ以外のものについては例年と同様の項目で、金額についてはほぼ同額となっております。

観光 課長 備考欄10、自動販売機手数料、こちらは道の駅神林の自動販売機9台分が含まれ、前年度とほぼ同額となっております。その次、備考欄11、地域活性化施設使用精算金は、道の駅神林にあります、とれたて野菜市かみはやし、それともう一つ、ゆりの会企業組合に対する精算金で、前年度、一昨年度と同額となっております。

農業委員会事務局長 12番、農業者年金業務委託金、独立行政法人農業者年金基金から農業者年金加入促進の業務運営と推進活動の経費に対して支払われた委託金でございます。ほぼ前年度と同額です。13番、農地中間管理事業業務委託金、農地中間管理機構から委託された業務処理に対する委託金です。主に契約書の作成業務等を担当する会計年度任用職員の報酬及び事務経費です。14番、農地等精通者意見価格調査謝金、これにつきましては、新潟税務署が行う農地に対する意見価格調査に協力することへの謝金となります。前年度と同額です。

地域経済振興課長 続きまして、6節商工雑入になります。備考欄1、各種大祭臨時電灯設備料になりますが、村上・岩船・瀬波の大祭時に各露店から徴収した電灯設備の料金となります。令和4年度の決算に比べると出店数が多くなったため、15万円ほど増額となっています。続きまして、備考欄2、村上大祭臨時ごみ収集所使用料になりますが、村上大祭時に各露店からごみを集めた際に使用料として徴収した額となります。電灯設備の料金と同じように、出店数の増加に伴って2万円ほど令和4年度に比べ

で多くなっております。続きまして、備考欄 3、信用保証料返戻金になりますが、月々の信用保証料の補給に対して、返戻額が多かった際に返戻金として処理した額となっております。続きまして、備考欄 4、プレミアム商品券販売収入と次の備考欄 5、プレミアム飲食券販売収入になりますが、各商品券を販売した際の販売収入となっております。各商品券とも 500 円 13 枚セットをワンセットとして、商品券が 1 万 9,639 セットを販売しています。飲食券が 8,097 セットを販売しておるところでございます。以上であります。

観光 課長 備考欄 6 から 10 の観光課関係の雑入は、ほぼ前年度同様の内容となっておりますが、一番下の備考欄 11 の朝日みどりの里施設使用納付金 871 万 3,364 円は、新たに加わっております。これは、令和 5 年度から第 4 期の指定管理がスタートするに当たり、収益的施設であることから、物産会館は販売手数料及び売上げの 8 %、食堂及び休憩所については売上げの 5 % 相当額の納付を受けるものです。その下、7 節土木雑入になります。備考欄 1、公衆電話取扱手数料は、道の駅神林に設置している公衆電話の手数料となっております。

分科会長（河村幸雄君）休憩を宣する。
（午後 2 時 07 分）

分科会長（河村幸雄君）再開を宣する。
（午後 2 時 19 分）

歳入
第 13 款 分担金及び負担金
（質 疑）
（「なし」と呼ぶ者あり）

第 14 款 使用料及び手数料
（質 疑）

姫路 敏 22 ページの 7 目のところの行政財産使用料、観光課です。4,656 円と。これ、たしか説明のときには桑川の、これ、もう一回説明してもらえますか。行政財産使用料、それが 4,656 円とありますが、これ、桑川漁港の使用料とかなんとかって言っていましたけれども、もう一回説明してもらえますか。

観光交流室長 3 節の備考欄 3 の行政財産使用料 4,656 円については、神林のポーラスターの行政財産使用料となります。
（何事か呼ぶ者あり）

観光 課長 先ほど道の駅笹川流れと申ししたのは、その上の 1 節道路使用料の備考欄 1、行政財産使用料 34 万 8,790 円でございますが、これが道の駅笹川流れの駐車場と JR 桑川駅駅舎の使用料で、前年度が 35 万 5,471 円でしたので、6,681 円の減にはなってございますが、ほぼ例年並みとなっております。

姫路 敏 これは、道の駅のところの駐車場というのは、あれ、使用料、道の駅に向かって右側は何か駐車場になっていますけれども、左側も何かちょっと駐車場になっていますよね。その利用の、そこがちょっとよく理解できないのだけれども、それ、指定管理の中に全部入っていないのかな。

観光交流室長 34万8,790円の内訳なのですが、山北地区桑川、夕日会館周辺の桑川駅の業務室、駅の構内をお貸ししているので、JRへの貸付料と、それから駅前広場の駐車場施設、電力柱、東北電力と、それから一部個人の方に駐車場としてお貸ししている貸付料の内訳となっております。

姫路 敏 分かりました。

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第17款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第18款 寄附金

(質 疑)

姫路 敏 44ページの一番下のほうですけれども、ふるさと納税寄附金ということなので、これが観光課のほうにこれだけ入ってきて、支出のほうで質疑すればいいのかもしれないけれども、取りあえず、返礼品とか、そういったものに対して30%ぐらい支払うわけですか。それとあと、何かいろいろとマッチング支援事業というのか、マッチングというのか、呼び込みしてくれる事業、さとふるとか、そういったところに何か十何%払わないといけないとかっていろいろあって、これだけ入ってきて残るのは半分ぐらいだという話だけれども、そんな感覚でいいのかな。これ、どういうのだろう。

観光 課長 今お話しのとおり、この寄附額が丸々そのまま税収入となるわけではございません。今お話にありましたように、返礼品、そしてそれに関わる送料、そして直接、当然我々行政のほうに支援の申込みされる方もいらっしゃると思いますが、やはり広く支援を我々も求めたいことを考えまして、いろんなサイトのほうに契約しまして、それぞれの特徴のあるサイトのほうを通じて、納税者・寄附者をうまくつなぎ、受けるというふうな仕組みをつくっております。かかる費用につきましては、歳出側のほうで詳しく説明したいと思います。

姫路 敏 これ、だから5億9,400万円ではないか、まずざっと。30億円とか、10億円とかというレベルにできないか、これ。

観光 課長 市長もその思いが非常に強く、我々のほうもそういった形につなげることができないかというふうに内部ではずっと検討を進めておるところでございます。ただ、近隣の、県内の市町村でも本市よりも額のやはりちょっと桁が上回っている自治体もございます。そこを先進地として模索・まねするだけでは、なかなか結びつくというのは、返礼品の魅力を高めるということが一番近い早道だと思うのですが、その部分と、やはり寄附者の選択の幅を広げるという、その両面で今検討をして

いるところでございます。

姫路 敏 確かに大滝市長から市長代わって、大滝市長はこのふるさと納税について、ちょっとマイナスなところとかいうか、まずあんまり、後ろ向きなところがあって、市長代わってからばあっと伸びたことは伸びたのですが、ただこれ、さとふるとかなんとかっていろいろあるではないですか、紹介してくれるところ。あそこの率を上げても、例えばの話、企業版ふるさと納税だと22%です。企業版ふるさと納税、22%、紹介してくれるところあるではないですか。ああいうところというのも20%、22%ぐらい取る。それでも残るわけだ、まず。だから、私は確かに物の魅力を高めるのも大事だけれども、やる気にさせるという部分からいうと、もう少しその部分をちょっと上げてもいいですから、ここの米が、もう村上市の米、こんなおいしい米が、中条を見てください。胎内市、どんどん出ているわけだ。もう足元にも及ばない、村上市。相当入っていますよね、あれ、そういうので。だから、もっと努力をして、ここの部分を3倍ぐらいに増やすと。6億円弱では、とてもではないが、満足いかないと。20億円ぐらいにしてやろうではないかという施策は、この決算を見て、来年度あたりそういうふうにして直すとか、検討しますではなくて、本気に戦略的に考えていかないと、副市長、本当にここ、いいと思います。だから、返礼品はいっぱいになるし、確かに手数料もかかるけれども、残る金もいっぱいになるわけだ。私はここ、キーポイントだと思うのですが、どう思います。

副市長 おっしゃるとおりであります。半分は、村上市の財源になります。これ、重々承知の上で、今ふるさと納税、私も担当していた頃、3億円そこそこだったのですけれども、それが6億円弱にまで上ってきた。ただし、おっしゃるとおり、近隣の、県内のもっと上へ行く自治体が幾つもございます。村上市といたしましても、三条市さんが非常に先進地ということで、そのノウハウをちょっと我々も吸収しながら、どうしたら伸びるか、こういったことも研究、今しておるところでございますので、物産会さんとも連携しながら、おっしゃるとおり、3倍、できれば。まずは倍にするように最善の努力をしていきたいというふうに思っております。

姫路 敏 ぜひ頑張ってください、もう返礼品の一つには、空き家とかも返礼品の中に入れるぐらいの勢いでちょっとアイデアやってみてください。空き家がどんどん、どんどん返礼品で使って人来たらどうします。行って帰ってくるのだよ、本当に。と思いますが、その辺もちょっと考えていただいて、何とか頑張ってもらいたいなど。この決算額がここ3年ぐらい横ばいですよ。ちょっと下がっているかな、もしかして去年より。

副市長 いや、上がっています。

姫路 敏 私、ここ二、三年いなかったから、分からないですけども、取りあえずは頑張ってもらいたいと、こういうふうに思います。以上です。

富樫 光七 本当は姫路さんの発言に対しては、行政の側から答えてもらわなければならないのだけれども、私のほうから1つ。今、物、返礼品云々ということで半分返すという話をしていましたけれども、返すものをゼロにして、もらう方法もあるのです。だから、それは何かというと、今年の蒲萄スキー場、シーズン券をふるさと納税の返礼品に使えば、物が何にもなしで100%お金が残るのです。だから、そういう話も含めて、さっき私、蒲萄スキー場をもっと別な目線で見たほうがいいのではないかの、を、ちょっと手後れっぽい話ししているけれども、そのことも含めてやっているのです。だから、こっちのほうを逆に先にやればよかった。だから、そういうふ

うにして、さっきの附帯事項云々ってあるけれども、考えれば、物だけでなくともサービス、ソフトを売ってやれば、返礼品、さっきの3倍にするのに6倍の売上げ上げなくても半分しか残らないのだから、100%にすれば、もっと簡単に残るのです。だから、その辺のこともよく考えてください。

第21款 諸収入

(質 疑)

姫路 敏 56ページの商工雑入の中の備考欄の11、朝日みどりの里施設使用納付金ということで、物産とか、そのこの部分のを納付してもらっているということなのですけども、これ、この前も香藝の郷行ってきて、アイスクリーム屋さんがいて、それで全くお金も、使用料払っていないという話も聞こえてきました。その辺も、もし香藝の郷がまだまだちょっと遠いようであれば、やっぱりそこら辺はしっかりとちょっと結んでいただいて、少しでも財産収入上がればと思いますけれども。一日何かイベントとか行くと、3,000円、4,000円なんか当たり前のように取るみたいです。電気代もあるのでしょうかけれども、電気代別になっていますけれども、場所代とかなんとかと。やっぱりちょっと考えてもらえれば、売上げの何%でもいいし、何かそういうことも考えて、ここと足並みそろえるように持っていけないものですか、いろんな意味で。

観光 課長 今現在モニター検証ということで、無料でモニター利用していただいています、やはりそれとはまた別な形でその施設の利用料というふうな今後の取り組み方法も検討していきたいと思います。

佐藤 憲昭 今、朝日みどりの里施設使用納付金の話しされていましたが。それに関連するのですが、先ほど課長から8%、5%というふうな納付金をいただいているということなのですが、これの根拠を聞かせてください。

観光 課長 これまで朝日みどりの里の各施設に関しましては、一律の積算の方法を取らせていただいて、指定管理料というふうな契約をさせていただいております。ただ、その施設の性格上、指定管理料の中のほうで従前の積算の方法を取るものと住民福祉的な施設という捉え方を従前どおりするものと、あとは商業関係で収益を上げる施設、これについては別の積算体系にし、施設の利用関係に関しての積算を当てはめるのではなく、その収益からの利益、8%、施設によって5%、その額を納付してもらうというふうに令和5年から変えたところでございます。

佐藤 憲昭 これは、みどりの里は一括指定管理になっているというふうに思っておりますので、これ、支出にまた6,000万円ほど出てくるわけですが、これ主に温泉の健康増進施設の修繕料が大半だろうと思っておるのですけれども、片一方では利益があつて、利益分、差益分をいただく、片一方では赤字であるから、修繕をするというふうなことになるのだと思われませんが、今後ともそういった形で運用を行っていくのかということがまず1点。それから、ここに政策監おいでになりますので、総務省としてのお考えもあるのですけれども、一般社団法人の指定管理者協会の認識だと、差益の分の利益を自治体に納付させるということはいかがなものかという話も出ているわけなのでございますので、この辺、今リニューアルされた燕市の国上という道の駅あるわけですが、あれ、指定管理料ゼロ円です。今後先、老朽化してくると、またいろいろ問題も出てくると思うのですが、やっぱりみどりの里で頑張っておられる方が頑張れば頑張るほど、例えばボーナスが増えるとか、利益

が増えるとかということで、地元業者の育成というのも大事な行政の役割なのかと思っていますので、今後、令和9年に新しく道の駅がリニューアルされるようなことも聞いていますが、この辺、恐らく予算の中でも850万円というふうな予算を収入見ているわけですが、毎年毎年そういうふうな格好で指定管理、取る分と修繕するということをお考えなのかということ、長くなりましたが、聞かせていただきたいのですが。

観光 課長 住民福祉的施設と収益的施設に分けて積算し、指定管理のほうを令和5年から4年間スタートしたところでございます。今委員のお話にありますように、先進地といえますか、施設使用料を徴収することなく、そこで経済活動を賄ってもら。我々も新たな道の駅を計画している中で、理想とする形態の一つだと考えております。ただ、今現在、既存の施設もサウンディング調査等を進めながら、新たな施設とどう共存させていくかというのも我々のほうでは今計画を進めているところでございますので、そこも見越しながら、次の形態のほうに移っていきたいと考えております。以上です。

佐藤 憲昭 これは、恐らく要望は出ているのだと思いますけれども、特にきれい館、それから宿泊施設等の大規模修繕が井戸から変えなくてはいけないのかなというふうに思っていますので、6,000万円ずつの指定管理料の積み重ねがあれば、大規模修繕も可能かなと思っていますので、その辺はひとつ御検討願えればと思います。回答要りません。

歳出

第5款 労働費 (説明)

地域経済振興課長 それでは、133ページ、134ページを御覧ください。5款労働費です。備考欄1、労働諸費一般経費につきましては、雇対協の負担金及び労働金庫預託金等の例年同様の事業費、実施に伴う経費と、あと企業の人材獲得・定着支援に関する経費の支出になっています。なお、人材獲得・定着支援については、人材確保に関する支援を2件、定着に関する職場環境の整備を3件支援しておるところでございます。続きまして、若年者職業自立支援事業経費については、若年者の職業的自立支援事業委託業務として、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団にジョブトレ・朝活・保護者懇談を通した若者の職業的自立に向けた活動を例年同様に進めていただくものとして委託しておるものでございます。続きまして、次のページ、労働施設費になります。備考欄1、勤労者総合福祉センター運営経費になりますが、村上地域シルバー人材センターへ施設の指定管理料としているものでありまして、うち庁用器具購入費になりますが、こちらは令和4年度に冬季風浪によって倒壊した物置を新たに備品として購入した経費になります。以上です。

第6款 農林水産業費 (説明)

農業委員会事務局長 続きまして、6款1項1目農業委員会費になります。備考1、農業委員会事務局経費2,767万5,360円は、農業委員20名、農地利用最適化推進委員19名の報酬及び費用弁償等が主な経費でございます。備考2、農業者年金業務経費は、農業者年金の加入促進及び現況調査に伴う経費でございます。備考3、農作業労働賃金標準

額策定経費、これにつきましては2年に1度改定する農作業労働賃金標準額と3年に1度改定する参考賃借料の検討を行う委員報酬でございます。4番、機構集積支援事業経費、これは担い手への農地の集積・集約を促進するため必要な経費で、主に農家台帳システムの更新業務を担う会計年度任用職員の報酬と農地管理を行う農地基本台帳システムの委託料でございます。5番、農地中間管理事業業務経費、農地中間管理機構の業務委託を実施するための経費で、主に業務を担う会計年度任用職員の報酬等でございます。137ページと138ページになります。6番の農業委員会事務局職員人件費につきましては、職員6名の人件費でございます。

農林水産課長 続きまして、農林水産……

姫路 敏 これ、1つずつ書いてあることを読み上げていったって時間ばかりたって、主なところをもしあれだったら、皆さん、委員がいいようであれば、ここで表現したいところだけをピックアップして言ってもらいたいなど。できれば私は、これいつも見ているのですけれども、これに沿ってちょっと説明してもらったほうがよっぽど早いです。早いというのは、ちょっと語弊ありますけれども。ちょっとそんなふうに段取り組んでいただければありがたいですが、委員の皆さんよければ。

河村分科会長 どうしましょう。ほかの委員の皆様。
（「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり）

河村分科会長 では、そのように進めさせていただきたいと思います。

農林水産課長 それでは、農林水産課所管につきましては、主要事業並びに新規に取り組んだ事業等に説明させていただきます。では、説明いたします。3目農業振興費、備考1、有害鳥獣対策経費の新潟県広域被害防止協議会負担金は、新潟県猟友会で新潟市西蒲区に整備した大口径ライフル射撃場の建設に係る負担金となります。備考2、農業振興経費につきましては、下から3つ目、就農支援事業補助金及び次ページ、青年就農給付金は、新規就農者への支援金で、市事業の就農支援事業補助金では6名に、国事業の青年就農給付金では1名が対象となっております。138ページ一番下、園芸作物等高温・渇水総合対策事業補助金及び次ページのかん水用機械等整備対策事業費補助金は、昨年夏の高温・渇水による被害を受けた農業者に対する支援事業で、園芸作物等高温・渇水総合対策事業補助金では9名に、かん水用機械等整備対策事業費補助金では、農業者、農家組合等6件に対して交付しております。備考9、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費につきましては、肥料等の価格高騰対策として、稲作及び畑作農業者に対して支援を行ったものでございます。備考11、中山間地域等直接支払交付金経費は、農業生産条件の不利な中山間地域等において、農用地の維持管理の取組に対して交付される交付金で、40集落で事業に取り組んでおり、うち3集落で棚田加算に取り組んでおります。

農業委員会事務局長 備考8、機構集積協力支援事業経費、これは歳入でも説明したとおり、朝日地域舘腰地区の圃場整備要件として中間管理権の設定に伴う補助金でございます。

観光 課長 すみません。備考欄12につきましては、例年どおりの額でございます。

農林水産課長 次に、141、142ページを御覧ください。4目畜産業費につきましては、備考1、畜産振興経費の村上牛生産振興対策事業補助金は、村上牛出荷経費支援として、村上牛認定牛252頭及び繁殖牛6頭の導入に係る補助金であります。備考3、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費につきましては、飼料高騰対策として畜産農家に対し支援を行ったものでございます。5目農地費については、備考1、農地等経費の工事請負費では、山北地域下大蔵地内の用排水改修工事及び岩石地内の向農道橋

高欄改修工事を実施しております。備考6、農地・水保全管理支払経費では、農地維持・資源向上等の取組に対し交付される交付金で、市内140組織が事業に取り組んでおり、うち24組織では田んぼダムの取組も行われております。備考8、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費では、農業用水の安定供給体制の維持を図るため、電気料金の高騰の影響を受けている農業水利施設管理者である土地改良区に対し、令和4年度より高騰した分の10分の1を支援しているものでございます。次に、145、146ページ、農山村振興事業費については、備考1、高齢者生産活動センター経費から備考5、農村公園等経費は、各施設の管理運営に係る経費で、燃料費及び光熱水費で燃料等の高騰により増額となっております。備考7、有機センター経費は、指定管理者の辞退を受け、令和6年1月より直営管理となったことにより、施設の管理運営及び堆肥の散布に係る経費並びに前指定管理者所有の資産で、施設運営上必要な機械等の購入に係る経費となっております。

観光 課長 備考欄6、朝日まほろば夢農園経費につきましては、例年どおりの歳出となっております。ページはぐりまして、147ページ、148ページ、備考欄8、交流の館「八幡」経費につきましては、令和5年度から新たにスタートした指定管理料の歳出でございます。

農林水産課長 次に、147ページ一番下、2項林業振興費ですが、次、ページめくっていただきまして、林業振興費の備考2、市行分収造林事業経費では、市行分収造林事業委託料は、村上地域鋳物師地内で3.03ヘクタールの利用間伐を実施したものであります。備考3、間伐推進経費の間伐推進事業補助金は、8事業体の実施した約147ヘクタールの間伐事業に対する補助金であります。森林作業道整備事業補助金は、8事業体の整備した1万8,896メートルの作業道整備に対する補助金であります。備考5、造林推進経費の再造林推進事業補助金は、5事業体の行った16.97ヘクタールの再造林事業に対する補助金であります。備考6、地域林業活性化事業経費では、中段の森林空間活用事業委託料は、森林空間を活用した新たな事業を模索するための研修会等の開催に係る経費で、事業体等を対象とした研修会及び市民を対象とした講演会を開催しております。工事請負費は、4路線におけるのり面補修及び路肩の補修工事です。次に、里山林整備事業補助金は、里山林の利活用を図ることを目的に行う整備を支援するもので、3事業体等の活動に対し支援を行っております。林家・林業技術者育成事業補助金は、林業事業体の生産性の向上と自伐林家及び新規事業体の育成を図るため、林業事業体等が行う研修会等を支援するもので、個人5名及び6事業体に支援を行っております。いずれも令和5年度に新たに創設された制度であります。次に、市事業の林業・木材産業構造改革事業補助金、国事業の林業・木材産業循環成長対策事業交付金、この2つについては、高性能林業機械等の導入に係る経費を補助するもので、令和5年度については1事業体に支援を実施しております。一番下、備考8、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業経費は、森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組に対し支援するもので、9組織が取り組んでおり、うち2組織は令和5年度から取組を開始したものととなります。次のページ、151、152ページ、備考10、治山事業経費につきましては、いこいの森森林公園のトイレの改修に係る設計、北中地区の小規模治山工事並びにいこいの森森林公園のトイレの改築分となります。3目林道維持費、備考1、林業施設経費の工事請負費は、山北林業センター外壁飛散養生ネット設置工事のほか、林道補修工事2件分であります。備考3、林道改良経費の測量設計等

委託料は、林道荒井沢線の横断測量及び橋梁点検診断業務14件分です。林道施設PCB廃棄物調査業務委託料は、林道橋梁について塗装皮膜にPCBの含有の有無についての調査委託料となっております。工事請負費については、県単林業事業により林道改良工事2路線及び農山村地域整備交付金事業により、橋梁補修工事1か所分となります。次に、3項水産業費、1目水産業総務費につきましては、備考1、水産業振興一般経費の153、154ページ、上から2つ目、水産振興事業補助金は、鮭産漁協の活魚輸送機及び岩船港支所の冷却設備の導入並びに荒川漁協の注意喚起看板の設置に係る支援でございます。備考2、8.3大雨災害水産業振興一般経費は、令和4年8月の大雨により、浸水被害を受けた鮭産漁協のふ化場の動力盤の修繕に係る経費の補助となります。2目水産業振興費につきましては、備考1、三面川河口漁業施設経費の修繕料は、三面川河口に設置されておる誘導灯の修繕料です。備考3、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費は、資材高騰対策として、漁業者に対し魚箱の購入に係る経費について支援を行ったものでございます。備考4、放流・資源確保事業経費は、例年、各漁協で行っている放流・増殖事業に対する稚魚購入・放流事業補助金のほか、昨年につきましては、サケ不漁緊急支援事業補助金として、鮭産漁協に対し、不漁となって卵の確保が難しくなったことにより不足した分の卵の確保に係る経費の支援を行ったものでございます。次に、ページをめくっていただきまして、155、156ページ、4目漁港建設費、備考1、漁港施設整備経費の測量設計等委託料は、中浜・府屋・桑川3港の岸壁欠損箇所等の修繕に伴う実施設計の委託料となります。

第7款 商工費 (説明)

地域経済振興課長 続きまして、7款商工費、1目商工総務費、備考欄1、備考欄2につきましては、例年同様の経費執行となっております。続きまして、商工業振興費、備考欄1の中小企業金融制度経費につきましては、例年同様の経費執行となっております。備考欄2の産業振興対策経費につきましては、産業支援プログラムの事業に対しての内容となっております。全体で36件の申請があり、うち創業支援については昨年度より4件多く申請をいただいたところでございます。続きまして、備考欄3の8.3大雨災害産業振興対策経費につきましては、被災地域の商店街のほうの支援を県の補助を受けて行ったものでございます。続きまして、備考欄4の8.3大雨災害産業振興対策経費につきましては、こちらのほうにつきましては同じく令和4年度の被害を受けた事業者に対して県が令和4年度に補助したもので、県の交付決定を受けたものに対して、令和5年度も引き続き事業を繰越して支援を進めたものでございます。続きまして、備考欄5、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費につきましては、こちらにつきましては先ほど歳入でも申しましたが、プレミアム商品券とプレミアム飲食券を発行した分の換金に要する経費も含んでおります。換金で発行枚数に対して使用割合は99.7%でありました。また、この経費の中には省エネルギー事業緊急対策支援に係る経費も含まれておりまして、こちらにつきましては申請が11件あって支援したものでございます。続きまして、備考欄6、商工団体の支援については、例年同様の執行になっておりまして、備考欄7の住宅リフォーム事業経費につきましては、昨年度、令和5年度、336件の事業を支援して5億6,000万円の事業効果となっておりますところでございます。備考欄8については、例年同様の

経費執行となっております。

観光 課長

備考欄 9、物産振興経費につきましては、本市に県内外の飲食関係者を招聘し、産地見学会を開催しております。また、そこに映画「大名倒産」を活用した観光PRと名産品の販売促進PRを実施したことによる額になってございます。備考欄10、ふるさと納税経費につきましては、先ほどのふるさと納税の寄附者への記念品、返礼品であります。その品代、送料も含んでおります。また、特産品の販売拡大や販売促進を図るため、インターネット通販等を活用し、それを実行するための手数料やシステム改修の委託料も含んでございます。

地域経済振興課長

続きまして、3目の露店市場費であります。こちらについては例年同様の経費執行となっております。続きまして、下の企業対策費の備考欄1、企業誘致経費につきましては、事業所等合併処理浄化槽設置費補助金につきましては、こちらにつきましては、坪根工業団地内に整備を進めていました株式会社アセックの第4工場設置に伴う合併処理浄化槽設置補助金となっております。その下の用地取得助成金につきましては、荒川地域の旧まろう食品跡に入居した株式会社ジャパン・フード・クリエイトへの用地取得の関係の助成金に関する経費となっております。続きまして、2番の定住対策経費は例年同様になっておりますし、5目の工業団地費につきましても例年同様の経費執行となっております。

観光 課長

6目観光費、備考欄1、居繰網漁経費につきましては例年どおりでございます。備考欄2、ゆり花温泉施設経費につきましては、前年度は様々な突発的な工事等がありましたが、今年度は通常の施設経費になってございます。備考欄3、観光振興一般経費、こちらは大幅に増になってございます。主な内容といたしましては、162ページになりますが、上から11行目、万博首長連合関連事業委託料、これ新規でございます。令和7年度大阪万博開催を見据え、関西圏への知名度・認知度向上を目指し、PR展開した経費になってございます。そこからさらに5行下がりまして、村上市花火大会実行委員会負担金、これは例年に比べまして、水害被害により被害を受けた観覧場所に堆積しておる流木等の撤去のため、例年より130万円ほど増額してございます。あと、備考欄中ほどを過ぎたところにありますインバウンド誘客拡大推進事業負担金、こちらは観光庁の補助事業でありますインバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業の採択を受けまして、総額950万円の事業を実施しております。その中の本市の負担額は100万円ということで100万円の計上になっております。続きまして、備考欄4、蒲萄スキー場特別会計繰出金につきましては例年並みになってございます。備考欄5、観光費職員人件費、こちらは観光課職員の人件費になってございます。あと、一番下に予備費充用、こちらのほうは全ての額が観光関連の充用でございます。ゆり花温泉施設経費のほうに充当してございます。続きまして、7款1項7目、備考欄1、海水浴場経費につきましては、前年度270万円ほど減になっておりますが、これは令和4年に、反対に突発的な修繕工事があったためでございます。今年度は例年並みの修繕で済んでございます。ページはぐりまして、備考欄2、観光諸施設経費でございますが、こちら主な増額の要因としましては、12行目に町屋造観光案内所指定管理料がございまして、こちらは、昨年4月1日に新たに開所しました町屋造観光案内所の指定管理料が新たに加わったことによるものです。備考欄3、あらかわゴルフ場経費、こちらは前年度比較で大幅減になっておりますが、これは災害による各種工事等、修繕等がありましたが、今年度は例年の運営経費と同等額に戻ったための額の変動になってござ

います。みどりの里経費は、こちらのほうはちょっと増額の要因が1つございます。3行目の指定管理料、こちら先ほども御説明しましたが、令和5年度から新たな指定管理、4年間でスタートし、その積算方法を収益的施設と住民福祉的施設とで区分した積算方法に移行したためのものでございます。備考欄5、8.3大雨災害観光諸施設経費、こちらは大雨災害で被災しました朝日・鈴ヶ滝の遊歩道のつり橋の修繕でございます。備考欄6、村上市民ふれあいセンター経費は、施設の維持管理や運営に係る経費で、ほぼ例年並みとなっておりますが、老朽度調査を令和4年に実施しておる関係で、令和5年の額が大幅に減額となっておりますが、通常の利用費用に戻ったということでございます。備考欄7の村上市民ふれあいセンター経費の繰越明許分でございますが、こちら令和4年度に自動火災報知機の受信機の更新工事を実施しております。ただ、各地の災害の関係上、電気機器関係の入手が困難な状態になり、予定機器の基盤の不足が発生したため、工期内の完了が望めなくなったことから、工事費の一部を繰り越して繰越しの額としておりました。ただ、工事自体は令和5年の3月31日に完了してございます。ページはぐりまして、1番目に予備費充用がございまして、こちらの充用はみどりの里経費に全額、体験交流センターのエアコン取替え工事に充用してございます。

第8款 土木費

(説明)

観光 課長 続きまして、その下、8款1項1目土木総務費でございます。備考欄3、道の駅神林管理経費は、これは例年並みでございます。4番、道の駅朝日管理経費、こちら例年並みでございます。備考欄5、道の駅笹川流れ管理経費は、夕日会館から国道を横断し、海岸線に達する歩道橋、サンセットブリッジと呼んでいますが、この補修工事に要した工事費が、3,400万円ほどが増額の要因となっておりますが、ほかほぼ例年並みの内容になってございます。1つ飛びまして、備考欄7、道の駅朝日拡充事業経費でございますが、こちらは次の167、168ページにお進みください。2行目、測量設計等委託料は、拡張計画に必要となる6つの委託業務に要した額となっております。3行目の道の駅朝日プロデュース業務委託料は、サウンディング調査とサポート業務一式を株式会社テレコムベイスに委託したものでございます。次の備考欄8、道の駅朝日拡充事業経費、繰越明許分は、令和4年の9月に発注しておりました道の駅朝日基本設計業務委託の繰越し分の3,630万円でございます。引き続き、ちょっとページ飛びます。175ページ、176ページを御覧ください。8款6項3目公園費でございます。備考欄3、南大平ダム湖公園経費と次のページ、備考欄4、お幕場・大池公園経費、そして備考欄5、お幕場森林公園経費、この3つはそれぞれ施設管理費であり、ほぼ例年並みの内容となっております。以上です。

第11款 災害復旧費

(説明)

農林水産課長 それでは、219ページ、220ページを御覧ください。第11款1項1目農地農業施設災害復旧費及びその下、2目の林業施設災害復旧費の8.3大雨災害につきましては、令和4年8月の大雨災害による災害復旧に係る設計及び工事費となります。次に、戻って申し訳ありませんが、1目の備考3、農地農業施設災害復旧費は、令和4年12月の大雪による倒木処理に係る工事費及び7月の大雨による復旧に係る工事費となつ

ております。以上です。

分科会長（河村幸雄君）休憩を宣する。

（午後 3時11分）

分科会長（河村幸雄君）再開を宣する。

（午後 3時19分）

歳出

第5款 労働費

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第6款 農林水産業費

（質 疑）

姫路 敏 せっかくこういうのを作ってもらっているのに、これをちょっと見ながら質疑しようと思いますが、附属報告書の中の12ページなのですが、6款農林水産業費の有害鳥獣対策事業ということで、いわゆるその有害鳥獣被害防止対策協議会負担金として600万円市が払っているわけですが、そのいわゆる協議会そのものの収支というのはどのぐらいの規模でやっているのか分かりますか。

農林水産課長 令和5年度の決算ベースでいきますと、4,165万7,000円（_____部分は22頁に発言訂正あり）となります。

姫路 敏 結構大きな金額で動かしていますけれども、村上市はそこに600万円をお支払いしていますけれども、ほか何か県とか、国とか、その辺の補助というのはどんなになっていますか。

農林水産課長 すみません。今ほどの金額なのですが、ちょっと訂正させていただきます。今、決算ベースで数字述べさせていただきましたが、実際に負担金ですとか、交付金並びに繰入金等で実質動かすお金については2,555万2,000円となります。今ほどの委員の質問に対しましては、市の負担金のほかに負担金といたしまして、昨年までですと、両JA、にいがた岩船、かみはやし農協さんのほうからと、あと農業共済さん、農済さんのほうから負担金をいただいております。あと、補助金等につきましては、交付金ということで国のほうから1,652万7,000円等の交付金をいただいております。

姫路 敏 それで、4,165万7,000円ということで……

農林水産課長 そこからさっきちょっと、実質に動くのが、今トータルしたもののあれになりますので、訂正させていただいた2,550万何がしになります。今言った負担金と交付金を足してもらったものが大きなもので、ちょっと今決算上、途中資金繰りの関係で、決算上ちょっと借入金を起こしたりというふうなところがあって、その額も含めた金額で4,100万円というふうな数字をさっき説明させていただいたのですが、借入金は最終的には返済いたしますので、実質協議会として動かすお金、支出するお金については2,550万円となります。

姫路 敏 では、2,550万円のうち、県のほうが1,625万円、それでもって、あと市のほうが600万円というようなことで、それであと不足分は農協とかから出ていっていますよとい

うこと、感覚でいいのかな。分かりました。これは、5市町村もともとある。5つの協議会が1つになってという考え方でよろしいのですか、これは。

農林水産課長 合併前がどういうふうに各市町村があれだけ分かりませんが、今これはもう市全体のという形で、5地区トータルでの活動となっております。

姫路 敏 この16ページなのですが、間伐推進事業として、事業費は2,500万円を充てていますが、それでも、その他財源として、一般財源と、もう一つは1,870万円がその他から入ってきていますけれども、このその他から入ってくるというのはどこから入ってくるのですか。

農林水産課長 これは、国・県の補助金でありまして、国からが51%、県の17%の68%が国・県から入ってございます。そこに市の付け足し分ということになります。（ 部分は24頁に発言訂正あり）

姫路 敏 ちょっとこの国県の支出金とはまた別なのか、これ。補助金という意味合いになる。

農林水産課長 はい、そうです。

姫路 敏 そうすることで、県と国ということですね。では、その下の村上市産材利用ということで706万円ございますが、これもやっぱり補助金ということで、国県の補助金という意味合いでよろしいのですか。

農林水産課長 すみません。こちらの財源充当については、ちょっとこちらのほうで把握していないものですから、後ほど財政課のほうに確認した上で答弁させていただきます。すみません。

姫路 敏 分かりました。それで、市の材木を利用すると、いわゆる補助されるということで進んでいるのでしょうかけれども、32件ということになると、1件当たり平均22万円の補助が出されているということなのでしょうけれども、これはもう少し増やすような措置というのはできないのですか。

農林水産課長 こちらとしても市産材のA材、B材の販路というふうな形にもなるものですから、できるだけこの部分については増やしたいというふうに考えておるところなのですが、なかなかちょっと施主さんと工務店さんとの関係というか、どういうふうに施主さんが求めるかというところにもよるものですから、なかなか村上市で家建てられる方ですとか、いろんな木造の建物を建てられる方が金額的なものを含めて、ちょっとあれなのですけれども、うちとしても川下の各工務店さんですとかに對しては、できるだけこの制度も有効に活用していただきながら、市産材を使った住宅の建築について、施主さん等にもPRをお願いしていただきたいというふうな形でのお願いはしてあるところではあります。何せ施主さんがどんなふうな住宅を望まれるかというところもあるものですから、なかなかちょっとそこら辺の需要というか、利用促進というようなところに正直今結びついていないといったところではあります。ただ、去年は32件という形でちょっと少なかったのですけれども、例年50件近くの利用があつてというふうなところで、去年はちょっと市産材の利用が、若干この申請については少なかったといったところにはなります。

姫路 敏 この補助率というのは、もしかして前年度と今回のとまた変えたりしていますか。どのぐらいなのですか。

農林水産課長 利用する木材の材積によって変わりますけれども、マックス30万円、それは変わってございません。

姫路 敏 マックス30万円ばかりという言い方をすると、ちょっと語弊ありますけれども、もう少しちょっと増やして、地元県産材が、A材、B材がどんどん住宅に使われるよ

うな運びを少し今後は、来年度に向けてこの決算状況から考えたらいいのではないのですか。これ、みんな今度バイオマスに持っていけます、黙っていれば。私は、本当にそういう不安もあるし、少し住宅のほうで使える環境、これこそ経済効果、やっぱり出ますので、その辺、副市長、どんなものですか。課長ばかり答えてあれですけども、どうでしょうか。

副市長 私、農林水産課時代には50件キープしていました。もう本当に予算がなくて、補正をお願いをしておりました。今どうなのでしょう。コロナ禍にもなって、やはりそういうマインドが新築というふうなところに今復活してきているのかどうか、こういったものもありますので、その辺もいろんな要因も考慮しながら、果たして上限30万円がいいのか、委員おっしゃるように、もっと上げるべきなのか、その辺りを検討させていただきたいというふうに思っております。

姫路 敏 やっぱり使おうというインセンティブを働かせるためには、どういうことかという、そういった上限の金額を増やすとか、あるいは補助率を上げるとか、こういう工面というのは、行政側のほうで停滞するのであれば、それなりに用意したほうが活性化につながると思いますので、十分に考えていただいて、もう少し県産材というか、村上市産材が上がる工面を少し取っていただきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

副市長 今ほど私答弁いたしましたとおり、その辺も十分考慮しながら検討していきたいと思えます。なお、公共施設につきましても、村上市産材を有効に活用するというふうな方針出しておりますので、それも併せて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

農林水産課長 すみません。先ほど姫路委員のほうから御質問ありました、その他の財源なのですけども、先ほど間伐推進事業の1,870万円については、国・県の補助金ですというお話をさせていただいたのですけれども、今財政課のほうに確認したところ、間伐推進事業費並びに先ほどの市産材の700万円については、ふるさと応援基金を活用しているということでしたので、訂正並びに報告させていただきます。すみませんでした。

姫路 敏 分かりました。ということは、寄附者がそういう農林関係の、いわゆるそういうところに使ってくれという要望、あるいは市長にお任せのコースでそこに入ってきたという感覚でよろしいですね。分かりました。これの18ページで、漁港施設整備事業ということで、1,733万6,000円ということで事業費がありますが、これ国と、あと起債と一般財源でやっているわけですけども、桑川漁港の補修についてということで、実施計画を行ったということでありますが、これ、ちょっとどんなようなことをしたのだから、具体的に聞かせてもらえますか。

農林水産課長 こちらについては桑川と府屋と中浜、3漁港あります。この岸壁の欠損箇所ということで、海のほうに突き出ている岸壁の設置されている、大きなブロックで構成されているのですけれども、その隅々が波によって欠損していると、その補修をするに当たっての設計業務となります。

姫路 敏 桑川のほうには、観光の汽船がございますが、観光汽船がいわゆる漁協から借りているのかな、場所を。それは、どんな貸借になっていますか。

山北支所産業建設課長 観光汽船さんの目の前にある駐車場については、市のほうに占用といいますか、使用の、あと着岸と、あと漁港の使用届を出していただいて、それで許可をして使っていただいております。今回の改修のものについては、その手前のほうの

船を止めるところの防舷材といいましょうか、緩衝材みたいなものとか、あと農水の課長がおっしゃいました防波堤の欠損箇所の修繕とか、その他、維持管理に長寿命化の観点で取り組む事業で、今回調査のための予算をいただいた次第です。

姫路 敏 観光汽船から幾らいただいているのですか、年間。

山北支所産業建設課長 使用料はいただいております。観光振興に寄与するということで、無償で地元の漁業者さんの同意を得ながら、使用をいただいているというような状態です。（〃部分は令和6年第3回定例会 一般会計予算決算常任委員会 経済建設分科会審査記録（2日目）の2頁に発言訂正あり）

姫路 敏 漁港、府屋と中浜と、あとこの桑川ということで、確かにこれは市の漁港というか、そうなっているわけで、そこに係る経費というのは、このようにいろいろな補助金はいただきながらも整備していくわけですから、恐らくあそこの出入りしているという部分について見ると、漁船もそうなのだけれども、観光船というのも非常に確かに貢献はしていますけれども、どうなのでしょう。無償というのは、ちょっと考えなければいけない部分かなって。例えば漁師が何かのあれでやっているものであれば、私はそれでもいいのですけれども、どうなのかなと、この辺、ちょっと疑問に思いますけれども、これ、どう考えます。

山北支所産業建設課長 委員のおっしゃることももちろんだというふうに思うわけですので、当初のいきさつですとか、またほかの行政財産の経緯といいましょうか、使用の在り方とか、ちょっと調査の研究をさせていただいて、この後どうあるべきか、どうあるのがきちんとした形なのかというか、農林水産課のほうとちょっと調整をして調査したいと思いますが、いかがでしょうか。

姫路 敏 こうやって漁港の整備するに、今先ほど言う岸壁だけではなくて防舷材のところというのは、あそこが非常に観光船にとってみれば命綱です、はっきり言って。お客様の乗り降り。前に私、この話をして、実際のところ、そういう検討すると前言っていたのです。そのときに言ったのは、分からないうちに網を上げるための部分で屋根ついたので、全部。網上げると、そこに屋根と言ったら、いや、網のための屋根なのだと言って、夏行けば、そこにみんな、お客様並んでいるわけだ、雨当たらないように。どうなのだろうって思ったときもあります、実際。非常に観光に寄与されている会社だし、非常にいいのでしょうけれども、ある程度はやっぱり使用料みたいなのを今後は考えていったほうが私は、平等の観点からいうと、必要なかなと思います。そこら辺、ちょっと副市長どう思います。この辺のところになると、恐らく担当課だけではなくて行政としての在り方そのものなのでしょうけれども。

副 市 長 今、財政健全化の集中取組期間の中で、歳入の確保についてもいろいろと議論しております。その中で、今の行政財産の使用料につきましても、どうあるべきなのか、また議論を進めてまいりたいなというふうに考えております。

姫路 敏 何とか企業の足を引っ張るわけでも何でもないので、平等の観点から、そうやって考えてみると、これだけのやっぱり経費をかけて漁港の整備をして、そこで観光船が出入りしているわけですから、ある程度はちょっと、今副市長言ったような形の中で物を考えていただきたいなと、こういうふうに思います。よろしくお願いします。以上です。

河村分科会長 154ページのイヨボヤ会館経費ということでございます。昨年度においては、サーモニアターが故障したというような状況でございました。どちらかというと、館内

ではメインのものではなかろうかなというふうに思いますが、その辺の調整は済んだのでしょうか。

農林水産課長 そちらについては、今年度入りまして、令和6年度にイヨボヤ会館のほうと調整しながら、モニターを、ちょっと施設を変えるような格好になりましたけれども、対応はさせていただいています。

河村分科会長 施設の老朽化に伴うものだと思いますけれども、昨年においてはサケが一匹も取れませんという館内に表示をしながら施設も頑張ってきたわけですが、大切なことかと思えます。また、イヨボヤ会館の経営といたしましては、隣のお土産屋さんが閉店したということに伴う影響、大型バスが今、全く少なくなった時代でもあります。特別な営業マンが配置しているのでもないような気がしますけれども、人数というか、その辺の影響というのはございますでしょうか。

農林水産課長 イヨボヤ会館につきましては、コロナ禍で一旦落ち込んだ入館者数ではありますが、昨年の、令和5年5月からの5類移行後は順調に伸びておりまして、今年度についても前年比で相当数増えているという状況ではあります。

河村分科会長 村上市においては、一番と言ってもいいぐらい、サケのまち、売り込まなければならないかと思えますけれども、その辺のほう、ひとつよろしく願いいたします。

姫路 敏 イヨボヤ会館の入場者というのをちょっと教えてもらえますか。

農林水産課長 令和5年度実績になりますが、トータルで3万8,394名の入館となっております。これは、有料、減免も含めた総トータルとなっております。ちなみに、令和6年の8月までの入館者数につきましては1万7,807名という形で推移してございます。

姫路 敏 これ、ちなみに、平成12年に、もう平成12年の話ししますけれども、12万人ぐらい来ていたのです。それで、2億円かけて改修するということで改修したわけなのですが、その当時。相当減っているわけだ。ちょっといろんな意味でリニューアルしても無理そうだし、いろんな意味で今分科会長言われるように、はっきり言ってサーモンハウスさんも動いていない。よくよく行政でその辺も含めて考えたほうがいいのかとは思いますが、よろしく願いします。

農林水産課長 その辺につきましても、イヨボヤ会館さん等を含めて検討のほうをしていきたいと思えますし、先ほど補正予算でお願いした種川というのもイヨボヤ会館の一つの大きな目玉、生のサケが遡上する姿を見れるといったことも含めて、一つの目玉としていけばいいのかなというふうに思っておりますので、それを踏まえて、今後入館者数の増を図る努力をしていきたいと思えます。

第7款 商工費

(質 疑)

姫路 敏 先ほど補正予算でもちょっとお話をしましたが、これの20ページのリフォーム補助金というの、物すごくやっぱり人気があって、ふるいに落とされたのが201件なんていうぐらいに相当進んだわけでございます。本当に本気モードでもう一度、ちょっと補助金の率とか、金額とか考えていただいて、来年にしっかりと予算立てができるようにしてもらいたいと思えますが、いかがですか。

地域経済振興課長 先ほども委員から御意見もいただいたところでございますし、今年度の皆様から申請も少なかった状況も、事業者の皆様とか、そういった部分のお声もさらに確認をさせていただきながら、来年度に向けた取組について検討をさせていただければというふうに思っております。以上です。

姫路 敏 どうぞよろしくお願いします。それとあと、観光振興事業ということで、これの20ページのところでまた言いますけれども、SNSの活用及びインバウンド向けのプロモーション事業を展開するとともに、各種観光関係団体への補助などにより、観光振興の推進を図ったということなのですが、これ、インバウンド向けの効果というのはどんなふうに捉えていますか。

観光 課長 なかなか効果、いろいろPR等、SNSを利用したPR活動はしておりますが、それに対して直接的に効果を図るというのは非常に難しい状況であります。ただ、着実に今、コロナが収束した関係で、インバウンドのお客さんも増えてきています。それは事実なものですから、ここで一番うちのほうで今取り組んでいるところが様々な観光資源の多言語化、そこをもう少し充実していこうというふうな形で同時に取り組んでいるところでございます。

姫路 敏 これ、1つお聞きしたいのですが、中国からなのか、台湾からなのか、それともどこかなのか、外国の人が来る。これは、どこでどういうふうに見極めて、どういうふうにカウントしていますか。だって、インバウンド向けで、外国人さん来るのに何人来たというの把握しなければならないでしょう。どうやって把握しているのですか。

観光交流室長 インバウンド、外国人の来訪者なのですが、一番分かりやすいところで瀬波温泉の宿泊者数で御報告させていただきますと、コロナ禍前の平成30年度、約3,000人おりましたところ、コロナでほぼゼロに落ちたところ、令和5年度、1,000人台まで回復してきている状況です。瀬波温泉旅館協同組合さん等の聞き取りによりますと、やはりアジア系。特に多いのが台湾、中国といったところでございまして、あと台湾、新潟空港直行便ありますので、そちらの受入れ含めまして、今後も力を入れていきたいというふうに考えております。

姫路 敏 ということは、瀬波温泉の宿泊施設からの情報提供により、中国人何人、台湾人何人、ベトナム人何人、イギリス人何人というのが行政側のほうに届くのですか。

観光交流室長 国別の人数については、把握はしておらないのですけれども、国、アジア系あるいは欧米系といったところは口頭によりまして、確認あるいは報告をいただいている状況です。

姫路 敏 何でもそうなのですが、人数、数という部分で効果というのを見るためには、基本的な数え方というのが大事だと思うのです。私、7年ぐらい前にあそこができたときに、駅前のできてからちょっとたって、観光案内所、そのときにインバウンド、インバウンドと言っていた。インバウンドの数えるのはどうやってやっているのですかと。観光案内所で、あの人、中国人だよ、あの人、ベトナム人だよ、それを持ってきて集計していたと言うから、それ言ったのです、前に。そんなアバウトなのでいいのって。だから、お祭りの集計もそうです、観光の。あそこの露店の前でカチカチ、カチカチってやって、ううん、何名。で、2時間置きにカチカチ、カチカチとやっているでしょう、今恐らく。カチカチ、カチカチとやって。屋台の脇行って、「何人ぐらい来たよ、親方」、「いや、20人ぐらいかな」と言って、それ全部集計して観光人数になっているのだ。こんな何かすごくアバウトな形でいいのかなと。そこにお金を費やして効果を上げると言っているけれども、もう少しちょっときちようめんなインバウンドの人数の数え方というのはあるかと思いますが、何かその人数に対しての担保が取れていないような気がしますけれども、政策監さん、その辺、やっぱり国のいろいろなところというのはあるか

と思いますけれども、どう思いますか。その辺のところというのはどうすればいいのか。

政 策 監 私自身、その辺、知見があるわけではないですが、例えば私自身、国の仕事する中で聞いておりましたのは、例えば携帯電話の会社からそのままデータを、個人情報等を抜いていただくというような、そういうようなこともやっているところあるように聞いたこともございます。そういったところ、こちらで可能なかどうか、ちょっと私、検証しておりませんけれども、そういったお話もあるということだけ申し上げさせていただきます。

姫路 敏 大事なところは、そういう人数を把握するときにはやっぱりしっかりとしたベースが必要だと思うのです。よくいろんな新聞社でアンケートというのは、いろいろアンケートの内容とか、電話調査で何人、何%で、どれが何%で、どれが何%、あれがすかさずとしていて分かりやすいではないですか。そこまでは出せないにしても、それにしてもどういった状態でここに外国人が流れて、何人歩いているのかというのは勘でしかないという考え方ではなくて、何か基本的にちょっと考え直したほうがいいと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

観光 課長 我々観光課に協力いただいている団体さんのみならず、旅行会社とか、あとは交通手段によっても把握できる可能性があります。ただ、今、昔と違いまして、必ずしも旅行会社のツアーを利用するという方ではなくて、個々の行動というのが増えてきている部分もありますので、どこをどう使って、どれだけ正確な数字を把握できるかというのをまず検証させてもらいまして、検討を進めさせていただきたいと思っています。

第8款 土木費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

○農林水産課、地域経済振興課、観光課及び農業委員会所管分の質疑を終わる。

分科会長（河村幸雄君）散会を宣する。

(午後 3時56分)